ロ　当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（イに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i)　特定新規雇用者基礎数

(ii)　特定新規雇用者基礎数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設（(ii)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（(2)(ii)において「移転型特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数

(2)　二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i)　イ(2)(i)に掲げる数

(ii)　(i)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（(iv)において「移転型新規雇用者総数」という。）から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該連結親法人又はその連結子法人の非特定新規雇用者数に達するまでの数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数を超える場合には、当該個別対象非特定新規雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

(iii)　イ(2)(ii)に掲げる数

(iv)　(iii)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、イ(2)(i)及び(ii)に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

第六十八条の十五の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「もの（」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格連結法人」という。）及び」を加え、「当該各号に掲げる連結法人にあつては、」を「（要件適格連結法人にあつては同条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度とし、当該各号に掲げる連結法人にあつては」に、「連結事業年度」を「連結事業年度とする。）」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号」に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「連結子法人（認定事業者であるものに限る）の下に「。以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、「）の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額）」に改め、「連結法人（認定事業者であるものに限る）の下に「。以下この項において「認定連結法人」という。）を加え、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「）を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「、当該政令で定めるところにより計算した金額」を「その超える部分の金額を控除した金額とする。」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項第一号中「連結事業年度に」を「第四十二条の十一の三第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十二条の十一の三第二項の規定の適用を受けた事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第四十二条の十二第一項の規定の適用があるもの又は連結事業年度に」に、「第四十二条の十二第二項」を「同項」に、「その」を「第四十二条の十一の三第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第四十二条の十二第一項の規定の」に改め、同項第二号中「連結事業年度に」を「前条第一項の規定若しくは同条第二項の規定の適用を受けた連結事業年度に該当する事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用がある連結法人（当該事業年度終了の日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものに限る。）又は連結事業年度に」に、「前項」を「同項」に、「その」を「同条第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は前項の規定の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは」を「あるのは」に、「とする」を「と、「二十万円」とあるのは「二十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（」を削り、「が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）を「で、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「法人に該当する場合には、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該各連結事業年度以外の連結事業年度のうち当該連結親法人又はその連結子法人」を「もの」に改め、「を含む。）」を削り、同項第四号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。